

住所 静岡県藤枝市五十海1丁目18番2号
 住者 崔聖司 昭和37年9月15日生
 住所 大阪府東大阪市中石切町3丁目10番22号
 住者 隋園玲 昭和45年12月22日生
 温蘭 平成6年8月13日生
 住所 大阪府城東区森之宮2丁目4番19号
 住者 戴隨 昭和41年3月21日生
 楊吟楠 昭和43年12月7日生
 戴有希 平成7年12月19日生
 住所 高知市鶴野南町28番19号
 住者 藤田佳 昭和56年5月20日生
 住所 福岡市中央区薬院2丁目18番26—1001号
 住者 尹一永 昭和60年7月26日生
 尹一森 昭和62年5月14日生
 住所 岡山市北区津島京町2丁目6番3号
 住者 田圭位子 平成元年4月11日生
 住所 東京都板橋区赤塚2丁目17番6号
 住者 金谷純 昭和23年3月21日生
 梁三雄 昭和57年3月1日生
 住所 埼玉県深谷市戸森116番地1
 住者 邦盛 昭和61年2月2日生
 住所 千葉県船橋市本中山3丁目25番2—107号
 住者 陳麗 昭和51年8月19日生
 林諾慶 平成9年4月10日生
 住所 千葉県佐倉市生谷1587番地43
 住者 郭方雷 昭和46年6月16日生
 劉曲麗 昭和52年2月11日生
 郭毅浩 平成21年3月16日生
 住所 熊本県上益城郡嘉島町大字鶴1376番地3
 住者 生紀修 昭和44年4月26日生
 住所 徳知県香美市土佐山田町東本町1丁目2番9号
 文田睦 昭和40年9月2日生
 ○国税庁告示第二十二号
 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

一 別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
エフ・オー・イー・ジャパン	東京都豊島区池袋三丁目三〇番八号みらい館大明一階	ヘルテン・アラ	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人大阪精神医療人権センター	大阪府大阪市北区西天満五丁目九番五号谷山ビル九階	里見 和夫	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで

住所 北海道稚内市穂比須5丁目1番2号 住者 崔園仁 昭和56年5月6日生 住所 北海道稚内市穂比須5丁目1番2号 住者 崔秀明 昭和58年8月12日生 住所 北海道稚内市穂比須5丁目1番2号 住者 崔孝尚 昭和61年11月16日生 住所 北海道稚内市穂比須5丁目1番2号 住者 崔浩行 平成2年8月21日生 住所 東京都板橋区大谷口上町3番7号 住者 崔理晴 昭和47年7月22日生 住所 東京都足立区足立3丁目7番7—408号 住者 倉群 昭和52年3月8日生 住所 東京都江戸川区中葛西2丁目26番12—512号 劉麗理 昭和63年11月2日生 住所 東京都北区田端1丁目20番23号 住者 李美蘭 昭和53年2月16日生 住所 滋賀県大津市本堅田5丁目22番12—909号 夏綾 昭和54年12月23日生 ○外務省告示第三四四十一号 平成二十二年七月二日付「モンロピアで、リベリア共和国における「教育施設整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。 1 援助の目的及び内容 教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入 2 贈与額 七億七千一百万円 3 署名者 日 本 側 片上慶一（リベリア大使） 国際連合児童基金側 イザベル・クローリー（リベリア事務所代表） 平成二十二年七月十五日 外務大臣 岡田 克也	住所 岡山県岡山市北区南方一丁目六番七号 住者 廣本 悦子 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 東京都文京区向丘一丁目一番一七号タカサキヤビル四階 住者 川井 秀一 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 東京都目黒区青葉台一丁目二三番一四号 住者 中尾 雅 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 茨城県つくば市上ノ室二九二番地五 住者 及川ひろみ 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 東京都渋谷区神宮前五丁目五三番六七号 住者 阿部 治 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 福岡県北九州市小倉北区下津一丁目二番一〇号U&Iビル三〇三号室 住者 岡野 正敏 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 神奈川県横浜市中区山下町一九四番地横濱ニューポータルビル二階 住者 森谷 雅人 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 神奈川県横浜市中央区不老町一丁目三番三三号 住者 丸谷士都子 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 東京都新宿区四谷四丁目二〇番一〇号 住者 多田 千尋 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 東京都文京区関口一丁目三五番二〇号 住者 堂ノ脇光朗 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 兵庫県伊丹市下河原二丁目二番一三三号 住者 伊藤 裕成 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで	住所 北海道札幌市北区北十八条西三丁目二番二二二号 住者 木村 鉄宣 平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	---	---

二 別表特定非営利活動法人高麗博物館の項中、「平成二十二年十一月三十一日」を、「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの項中、「平成二十二年八月三十一日」を、「平成二十七年八月三十一日」に改める。

○国税庁告示第二十三号
 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づき、公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

国税庁長官 加藤 治彦